



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

- 条例 2
 - 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 2
- 規則 2
 - 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 2
- 告示 4
 - 放置自転車の移動、保管（生活安全課） 4
 - 公示送達（税務課） 5
 - 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） 5
 - 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第14号）の要領の公表（財政課） 6
 - 3月定例議会の招集（財政課） 6
 - 大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱（企画創生課） 6
- 公告 8
 - 令和5年度職員からの相談に係る窓口等業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 8
 - 大和高田市立病院医療事務業務委託及び派遣事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（市立病院医事課） 10
 - 令和5年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） 11
 - 公売公告（収納対策室） 14
 - 農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課） 15
- 教育委員会 15
 - 大和高田市教育委員会2月定例委員会の招集（教育総務課） 15
- 選挙管理委員会 16
 - 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） 16
 - 大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会） 16
- 監査委員 17
 - 定期監査の実施結果（監査委員） 17
- 農業委員会 17
 - 大和高田市農業委員会3月定例委員会の招集（農業委員会） 17
- 公営企業 17
 - 水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出（水道総務課） 17
 - 水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課） 18

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条の規定により、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならないにもかかわらず、これを怠り公用車を使用したことに対する管理監督責任を取るべく、減額中の特別職の常勤の職員の給料について、さらなる減額措置を講じるものです。

2 内容

令和5年3月分の市長及び副市長の給料月額減額率について、現行の100分の15に100分の10を上乗せし、100分の25とします。

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第1号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月20日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和5年3月1日から同月31日までの間、市長及び副市長の給料月額は、附則第3項の8の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第2号

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の項を加える。

（特殊の技術、経験等を必要とする職に係る基本報酬の額の基準の特例）

- 4 令和3年4月1日から同年12月31日までの間、第7条及び別表第3の規定にかかわらず、条例第4条の3第4項の規定に基づき特殊の技術、経験等を必要とする職に任用される会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める給料又は基本報酬の額とする。

職種	給料又は基本報酬の額	備考
市立病院の医師（初期研修医師を除く。）	時間額20,000円	
臨床心理士	時間額4,680円	保健センター及び適応指導教室において心理相談業務又は発達相談業務（健診時相談を除く。）に従事する者
	時間額2,600円	健診業務に従事する者
健康運動指導士	時間額2,840円	
看護師	時間額2,500円	保健センターにおいて新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する者
薬剤師	時間額2,500円	保健センターにおいて新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する者

- 5 令和4年1月1日から当分の間、第7条及び別表第3の規定にかかわらず、条例第4条の3第4項の規定に基づき特殊の技術、経験等を必要とする職に任用される会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める給料又は基本報酬の額とする。

職種	給料又は基本報酬の額	備考
市立病院の医師（初期研修医師を除く。）	時間額20,000円	
臨床心理士	時間額4,680円	保健センター及び適応指導教室において心理相談業務又は発達相談業務（健診時相談を除く。）に従事する者
	時間額2,600円	健診業務に従事する者
健康運動指導士	時間額2,840円	
看護師	時間額3,000円	保健センターにおいて新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する者であって、ワクチン充填監督及びワクチン接種を行う者
	時間額2,800円	保健センターにおいて新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する者
薬剤師	時間額2,800円	保健センターにおいて新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する者

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日施行し、令和3年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正前の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の規定により任用された会計年度任用職員であって令和3年4月1日から同年12月31日までの間に改正後の附則第4項に規定する表の看護師の項及び薬剤師の項に規定する職務に相当する職務にそれぞれ従事して

いた者は、同表の看護師の項及び薬剤師の項に規定する職にそれぞれ任用された会計年度任用職員とみなす。

- 3 改正前の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の規定により任用された会計年度任用職員であって令和4年1月1日以後に改正後の附則第5項に規定する表の看護師の項及び薬剤師の項に規定する職務に相当する職務にそれぞれ従事していた者は、同表の看護師の項及び薬剤師の項に規定する職にそれぞれ任用された会計年度任用職員とみなす。

（給与等の内払）

- 4 改正後の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（以下「新規則」という。）の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の規定に基づいて支給された給与等は、新規則の規定による給与等の内払とみなす。

告 示

告示第9号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年1月10日	1									
令和5年1月13日					1					

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第10号

令和4年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年2月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和4年7月1日、令和4年7月13日、令和4年8月10日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和4年12月26日

変更後 令和5年3月31日

3. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第11号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和5年2月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和5年5月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年11月1日から令和4年11月31日までの間

告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年2月20日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和5年2月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第14号）

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,190,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,213,503	△185	1,213,318
	1. 基金繰入金	1,207,422	△185	1,207,237
補正されなかった科目に係る額		27,977,205	0	27,977,205
歳入合計		29,190,708	△185	29,190,523

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,444,956	△185	3,444,771
	1. 総務管理費	2,876,353	△185	2,876,168
補正されなかった科目に係る額		25,745,752	0	25,745,752
歳出合計		29,190,708	△185	29,190,523

告示第13号

令和5年3月3日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和5年2月24日

大和高田市長 堀内 大造

告示第14号

大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、事業者等との協働により、本市の新たな財源を確保するとともに、地域の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） ネーミングライツ 本市の施設、イベント等（以下「施設等」という。）に愛称を付与する権利をいう。

（2） ネーミングライツ事業 契約に基づき、市が法人その他の団体（以下「事業者等」という。）にネーミングライツを付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

（3） ネーミングライツパートナー ネーミングライツ事業の契約をした事業者等をいう。

（ネーミングライツパートナーの要件）

第3条 ネーミングライツパートナーとなることができる者は、次のいずれにも該当しない事業者等とする。

（1） 大和高田市広告掲載基準（平成22年訓令第17号）第5条に規定する者

（2） 指定管理者制度導入施設については、指定管理者の事業目的と競合する事業を行う者。ただし、当該指定管理者及びその関連企業を除く。

（愛称の付与制限）

第4条 愛称の付与制限については、大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号）第3条第1項の規定を準用する。

（ネーミングライツ事業の実施）

第5条 ネーミングライツ事業は、施設等ごとに、募集方法、ネーミングライツパートナーの選定方法その他必要な事項を定めて実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ネーミングライツ事業を実施する施設等を特定することなく、事業者等からネーミングライツ事業に係る提案（既にネーミングライツ事業を実施している施設等及び別に定める施設等を除く。）を受け付けることができる。

（審査委員会）

第6条 ネーミングライツ料、ネーミングライツの付与期間、愛称の妥当性その他の内容を総合的に審査し、ネーミングライツパートナーの優先交渉者の決定を行うため、大和高田市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 未来まちづくり局理事

（2） 企画政策部長

（3） 総務部長

（4） 施設等を所管する課の属する部の部長

（5） 施設等を所管する課の課長

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 審査委員会の庶務は、企画政策部企画創生課において行う。

（会議）

第7条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、ネーミングライツ事業への応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、非公開とする。
(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

公 告

公告第13号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和5年度職員からの相談に係る窓口等業務
2 履行場所	大和高田市役所（電話又はメールの方法による相談。対面での相談は、大和高田市から公共交通機関を利用して1時間以内の場所） ※詳細は、入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務（仕様書3（1）に記載するハラスメント等の苦情相談及び仕様書3（2）に記載する心理相談に係る業務）の受託実績を有する者であること。</p> <p>(2) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度の認証を受けた者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p>

	<p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5の(1)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し</p> <p>④ プライバシーマーク【JISQ15001】の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>⑤ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>上記⑤及び⑥は、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年2月1日（水）から令和5年2月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年2月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年2月22日（水）午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年2月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年2月28日（火）午後4時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第14号

大和高田市立病院医療事務業務委託及び派遣事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年2月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院医療事務業務
- (2) 業務内容 別紙1 大和高田市立病院医療事務委託業務仕様書（以下「委託仕様書」という。）及び別紙2 大和高田市立病院医療事務派遣業務仕様書（以下「派遣仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（36か月間）
※契約締結日から令和5年9月30日までの期間を業務開始に向けた準備期間とする。
- (4) 履行場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院
- (6) 委託経費の提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）
920,717,000円（36か月分）

2 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 ヒアリング審査（評価項目ごとに得点化）
※詳細については、「大和高田市立病院 医療事務業務委託及び派遣事業者に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

3 参加資格

実施要領による。

4 本プロポーザルの応募に必要な実施要領等の必要書類

実施要領及び委託仕様書及び派遣仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。

（ホームページアドレス <https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp/>）

- (1) 掲載期間 公告日から令和5年3月8日（水）まで
- (2) 問合せ先 「14 担当部署（書類の提出先・問合せ先）」参照

5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付

- (1) 受付日 令和5年3月16日（木）及び3月17日（金）
- (2) 受付時間 9時～17時（但し、12時～13時は除く。）
- (3) 提出方法 実施要領による。

6 提出先・問い合わせ先

〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院 事務局医事課

TEL：0745-53-2901

FAX：0745-53-2908

メールアドレス：ijika@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

公告第15号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年2月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和5年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託
2 配送場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている者であること。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5の(5)の要件を満たすことを証するもの（許可書、届出書の控え等）の写し</p> <p>④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年2月9日（木）から令和5年2月24日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1</p>

	<p>時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年3月6日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年3月7日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年3月9日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年3月10日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第16号

令和5年2月10日

大和高田市長 堀内 大造

最高価申込者の決定等の公告	
大和高田市公告第135号にかかる公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。	
売却区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他
大和高田市4-7-4	※財産の詳細は、別紙のとおり
最高価申込価額	1,080,000円
最高価申込者の氏名又は名称	株式会社ベストワン
最高価申込者の決定日	令和5年2月9日
売却決定日時	令和5年2月16日午前10時00分
売却決定場所	大和高田市役所収納対策室
〈備考〉	

財産目録

- ・登録年月日：令和2年7月28日
- ・初度登録年月：平成24年11月
- ・車名：トヨタ
- ・型式：DBA-ANH20W
- ・車台番号：ANH20-8255782
- ・自動車の種別：普通
- ・用途：乗用
- ・自家用事業用の別：自家用
- ・車体の形状：ステーションワゴン

- ・総排気量：2.36kwL
 - ・燃料の種類：ガソリン
 - ・乗車定員：8人
 - ・車両重量：1,910kg
 - ・車両総重量：2,350kg
 - ・長さ：488cm
 - ・幅：184cm
 - ・高さ：190cm
 - ・前前軸重：1,060kg
 - ・後後軸重：850kg
 - ・ミッション：オートマチック
 - ・ハンドル：右
 - ・走行距離：61,766km(R4.10.3引き上げ時点)
- ※今後、移動等で変動する場合がございます。
- ・自動車検査証有効期限：令和6年1月18日
 - ・車体の色：黒

公告第17号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月14日

大和高田市長 堀内 大造

教育委員会

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年2月27日(月)午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 後援願いについて

第2号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第2号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年2月9日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年3月1日（水） 午前 9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙について

第5号 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙について

第6号 その他

監査委員**監査委員告示第1号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を別紙のとおり公表します。

令和5年2月24日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 植田 龍一

(定期監査結果報告書については、市役所前掲示場に掲示済。)

農業委員会**農業委員会告示第2号**

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年2月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年3月3日(金曜日)午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業**上下水道事業告示第1号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和5年2月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名 株式会社アズクリエティブ

2 代表者名 河北 祐介

3 所在地 愛知県名古屋市千種区内山三丁目 31番20号今池NMビル4階

上下水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年2月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
水道レスキューセンター	笹木 直樹	大阪府都島区高倉町1丁目11番19号樋口ハイツ301号
近畿セキスイハイム施工株式会社	木元 君之	奈良市西九条町四丁目3番1号
ジャパンネクストリテイリング株式会社	河北 裕介	愛知県名古屋市中種区内山三丁目31番20号今池NMビル4階
株式会社 コネクトライフ	坂本 裕司	大阪府堺市堺区向陵西町四丁目7番26号